

本会議から付託された議案 15 件を審査するため、平成 28 年 3 月 11 日に総務生活委員会を開催しました。

承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて (総社市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

～内容～

平成 28 年度税制改正大綱において、一部の手続における個人番号の利用の取扱いが見直されたことから、総社市税条例等の一部を改正する条例について、一部改正するもの。

～結果～

質疑討論もなく、全員一致で承認すべきであると決定。

議案第 7 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

～内容～

本市の辺地対策事業を計画的に推進するため、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定しようとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で原案を可決すべきであると決定。

～質疑～

問：辺地債を活用するメリットは何か。

答：辺地債は、充当率が 100%で、交付税算入率は 80%とされている非常に有利な財源である。

問：5年間の計画で、防火水槽と消防機庫を計画しているが、他に地元からの要望はなかったのか。

答：他の関係部署にも確認し、2点を計画している。

議案第 8 号 モーターボート競走の施行について

～内容～

社会福祉の増進、教育文化の発展、体育の振興その他住民福祉の向上のための諸施策に必要な財源を確保する目的で、引き続きモーターボート競走を施行しようとするもの。

～結果～

次のような審査のあと、反対討論があったので起立採決の結果、起立多数で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問：モーターボートのメリットデメリットは何か。仮にやめるとすれば、どのようにするのか。

答：収益が、社会福祉や教育文化事業に役立てられている。赤字になった場合は、構成市町と協議をしたうえで、今後の施行を決めるようになる。

議案第 9 号 総社市自転車駐車場指定管理者の指定について

～内容～

東総社駅自転車駐車場及び服部駅自転車駐車場の指定管理者に公益社団法人 総社市シルバー人材センターを指定しようとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問：今までの指定管理の状況に問題はなかったか。

答：シルバー人材センターや利用者からの苦情は特に聞いていない。

議案第 10 号 総社市定住促進条例の一部改正について

～内容～

定住の促進と人口の増加を図るべく、助成対象地区を拡大しようとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問：対象地区の拡大に伴う予算の状況はどうか。

答：定住助成金の予算総額を 720 万円に増額している。

問：元から住んでいる人にとどまってもらうための施策はどうか。

答：市としての魅力を高めることが大事である。福祉先駆都市としてのソフト面やブランドデザイン改革で、市の魅力を高めていくことによって、引き続き住み続けたいというまちにしていくことが、手だてになると考えている。

議案第 11 号 総社市行政不服審査法施行条例の制定について

～内容～

行政不服審査法第 81 条第 1 項の規定に基づき設置する行政不服審査会の組織及び運営並びに不服審査における費用負担等、同法の施行に伴い、必要な事項を定めようとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問：過去の審査請求の状況はどうか。

答：過去 5 年で 3 件あった。継続中の案件はない。

議案第 12 号 総社市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

～内容～

本市議会議員に対して交付する政務活動費を増額するもの。

～結果～

質疑討論もなく、全員一致で**可決**すべきであると決定。

議案第 13 号 総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

～内容～

地方公務員法及び学校教育法の改正に伴い、関係条文の整備を行おうとするもの。

～結果～

質疑討論もなく、全員一致で**可決**すべきであると決定。

議案第 14 号 総社市特別職報酬等審議会条例の一部改正について

～内容～

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、今後新たに就任する教育長は特別職となることから、その給料の額について関係条文の整備を行おうとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問：教育長が特別職になると、給料面などの取り扱いはどのようになるのか。

答：教育長の給料を報酬審議会に諮問して決めるようになるが、極端な増減があるとは想定していない。

議案第 15 号 総社市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

～内容～

地方公務員法の改正により、人事行政の運営等の状況の公表事項が改正されることに伴うもの。

～結果～

特に質疑討論もなく、全員一致で**可決**すべきであると決定。

議案第 16 号 総社市税条例の一部改正について

～内容～

地域再生法の規定により岡山県が作成した地域再生計画に基づき、事業者が東京 23 区にある本社機能を本市へ移転し、又は本市内において本社機能を拡充するために取得した資産に対し、固定資産税の不均一課税を行おうとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問：県が作成した地域再生計画に基づくものであるが、本市だけでなく他市でも同様に実施するのか。

答：県の計画に沿って認定されたものが、本市での該当施設となり、不均一課税をしようとするものである。不均一課税の内容は、倉敷市と玉野市以外の 25 市町村で、同じ率である。

議案第 17 号 総社市出張所条例の一部改正について

～内容～

総社市昭和出張所を新築し、平成 28 年 4 月から供用開始することに伴うもの。

～結果～

質疑討論もなく、全員一致で可決すべきであると決定。

議案第 18 号 総社市火災予防条例の一部改正について

～内容～

新規の火気設備及び器具が市場に流通してきた現状を踏まえ、それらへの対応を図るため、当該設備及び器具を設置する際に、火災予防上、器具と建築物等との間に保たなければならない、離隔距離等に関する規定を整備しようとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で原案を可決すべきであると決定。

～質疑～

問：離隔距離に変更はあるのか。

答：従来から、この離隔距離は変わっていない。今後も防火指導で市民に周知していく。

議案第 30 号 平成 27 年度総社市一般会計補正予算（第 6 号）

～内容～

事業の確定及び確定見込みに伴う補正のほか、情報セキュリティ強化を図る経費、地方創生加速化事業として実施する総社市新生活交通に係る経費の増額が主なもの。

～結果～

次のような審査の結果、本委員会の所管に属する部分は、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問：地方創生推進費に関する雪舟くんの費用はどうか。

答：地方創生推進費の中では、車両更新費用は除かれている。車両更新費用は、平成 28 年度当初予算で、合併特例債により予算措置している。

意見第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦に関する意見を求めることについて

～内容～

本市推薦の人権擁護委員の任期が平成 28 年 6 月 30 日で満了することに伴い、後任の候補者を推薦しようとするもの。

～結果～

質疑討論もなく、全員一致で**推薦に同意**すべきであると決定。